

広島国際会議場カフェ運営事業者募集要項

1 趣 旨

広島国際会議場内において、飲食サービスを提供し、施設及び平和記念公園の利便性と魅力を向上することを目的として、広島国際会議場の旧国際交流ラウンジの区画にカフェを出店する事業者（以下「事業者」という。）を募集する。事業者の選定は公募型プロポーザルにより行い、本要項において必要な事項を定める。

2 募集に係る条件等

募集に係る条件等は、別添「広島国際会議場カフェ運営事業者に係る条件等」による。

3 参加資格条件

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (4) 飲食店の運営実績を3年以上有すること。
- (5) 令和4年4月1日時点で、過去3年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法又は各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消、営業の禁止又は営業の停止の行政処分を受けていないこと。

4 企画提案書の提出

別紙「企画提案項目及び配点」の内容について、様式6を使用して作成すること。

5 スケジュール（予定）

応募申込から営業開始までのスケジュールは概ね以下のとおり。なお、広島国際会議場旧国際交流ラウンジ区画は、令和5年3月15日まで電灯動力分電盤設置、給排水管新設等の改修工事の実施を予定している。

項 目	日 程	備 考
応募申込書の提出期限	令和4年11月9日（水）	
説明会開催（現地確認）	令和4年11月16日（水）	時間は別途連絡

項目	日程	備考
質疑書の受付期限	令和4年11月18日(金)	
企画提案書の提出期限	令和4年12月9日(金)	
応募者プレゼンテーション	令和4年12月15日(木)	場所及び時間は別途連絡
運営事業者決定	令和4年12月21日(水)	
契約締結日	令和4年12月下旬予定	
営業準備	契約締結日以降	
(設備工事工期末)	(令和5年3月中予定)	
営業開始	令和5年4月中予定	

6 応募関係書類の入手方法

広島市ホームページの総合トップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「【公募型プロポーザル】広島国際会議場カフェ運営事業者募集」からダウンロードすること。

7 応募方法

応募申込書一式を提出後、市が開催する現地説明会に参加すること。また、質疑書に対する回答を確認後、企画提案書一式を提出のうえ、プレゼンテーションに必ず参加すること。

(1) 提出書類

応募申込書一式		
①	応募申込書	様式1
②	応募に係る誓約書	様式2
③	商業登記事項証明書の履歴事項全部証明書の写し	発行後3か月以内のもの
④	定款	最新のもの
⑤	企業概要(会社パンフレット等)	
⑥	広島市税並びに消費税及び地方消費税を完納していることを示す証明書	発行後3か月以内のもの
⑦	経営状況を示す資料(損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書)	過去3か年分
⑧	営業実績に係る資料	営業許可証の写しを添付

企画提案書一式		
⑨	貸付料提案書	様式3
⑩	収支計画	様式6
⑪	企画提案書	様式6

(2) 受付期間

ア 応募申込書一式 (①～⑧)に示す書類の正本1部)

公示の日～令和4年11月9日(水)

イ 企画提案書一式 (⑨～⑪)に示す書類の正本1部及び副本9部)

公示の日～令和4年12月9日(金)

(3) 提出方法

持参(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留・簡易書留及び配達記録郵便に限る。提出期間内に必着のこと。)

(4) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号広島市役所本庁舎11階

広島市役所市民局国際平和推進部国際化推進課

TEL: 082-504-2106

メールアドレス: kokusai@city.hiroshima.lg.jp

(5) 辞退

応募申込書一式を提出後に企画提案書一式を提出しない場合、若しくは企画提案書一式を提出後に選定を望まない場合は、速やかに市へ連絡を行ったうえで辞退届(様式4)を提出すること。なお、選定後の辞退は認められない。

(6) その他注意事項

企画提案書一式提出後の修正及び加除は、一切認められないため、本募集要項及び質疑に対する回答を十分確認のうえ、提出すること。なお、応募に関する費用の一切は、全て応募者の負担とする。

8 質疑及びその回答

募集内容に質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

(1) 受付期間

公示日から令和4年11月18日(金)まで

(2) 質疑書の提出方法

質疑書(様式5)により、電子メール又は持参により提出すること。

- (3) 提出先
前記7(4)に同じ。
- (4) 回答方法
広島市ホームページの総合トップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「【公募型プロポーザル】広島国際会議場カフェ運営事業者募集」に掲載する。

9 現地説明会

- (1) 開催日時
令和4年11月16日(水)
開始時間は、市から改めて応募者へ連絡する。
- (2) 開催場所
広島国際会議場
- (3) 注意事項
ア 広島国際会議場に駐車場はないため、近隣の駐車場等を利用すること。
イ 広島国際会議場国際交流ラウンジ改修工事中であるため、安全確保のため現地確認は職員の指示に従うこと。

10 審査及び事業者選定

- (1) 審査体制
広島国際会議場カフェ運営事業者プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い、最優秀提案者及び次順位提案者を選定する。
- (2) 審査方法
ア 委員会は、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、別紙に定める提案項目について審査を行う。
イ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
ウ 委員会は、評価基準を基に150点満点で審査し、その合計得点により最優秀提案者及び次順位提案者を選定する。なお、合計得点90点に達する提案者がいない場合は、適切な事業者なしと判断する。
- (3) プレゼンテーションの実施
プレゼンテーションの時間は、1応募者つき20分程度とし、その後、質疑応答を10分程度行うものとする。
- (4) 留意事項
パソコン、プロジェクターの使用は認めるが、提案者が準備・持参すること(スクリーンは、市が用意する。)

11 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに応募者全員に書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後速やかに、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について広島市ホームページで公表する。

12 応募者の失格

下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、事業者に決定した後でもあっても、該当するに至った場合には、事業者としての資格を失うものとする。なお、これにより応募者（事業者）に損害又は損失が生じても、市はその賠償又は補償の責任を負わない。

(1) 募集期間内に必要な書類を全て提出しなかった場合

(2) 提出書類に虚偽又は不備があった場合

(3) 正当な理由なく、プレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) 審査の公平を害する行為があった場合

(5) 応募資格を満たしていない、又は満たさなくなったことが判明した場合

(6) その他この要項に定める事項に反し、又は著しく社会的信用を失う行為等により、事業者としてふさわしくないと市が判断した場合

13 営業に必要な許可

飲食業の許可等カフェの運営に必要な許可申請の一切は、事業者において行うこと。

14 その他

(1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、計量単位は特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市が本件に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 提出書類は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第2号の規定により、開示の対象とはならない。

(4) 提出書類は、一切返却しない。

(5) 事業者決定した応募者の企画提案書の内容については、契約書の一部とする。

15 問い合わせ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺一丁目6番34号

広島市役所市民局国際平和推進部国際化推進課（本庁舎11階）

TEL：082-504-2106

FAX：082-249-6460

メールアドレス：kokusai@city.hiroshima.lg.jp

企画提案項目及び配点について

提案項目	内容	配点
(1)実績	・ カフェ等の飲食店経営に十分な実績を有するか。	15 (15)
(2)経営状況・収支計画	・ 安定的・継続的な運営が可能な収支計画となっているか。(投入する資金、人材、ノウハウ等の具体的内容及び収支計画等)	15 (15)
(3)従業員の配置体制	・ 緊急時にも適切な対応ができる指揮命令、連絡体制等がとられているか。	15 (15)
(4)安全管理・食品衛生	① 食品衛生・品質の管理方法について適切な内容となっているか。 ② 施設の適正管理・衛生管理について適切な内容となっているか。 ③ 事故・災害発生時の対応や利用者の安全確保対策について適切な内容となっているか。	15 (5) (5) (5)
(5)サービス内容(メニューの構成、価格等)	カフェのメニュー構成、価格 ① 幅広い利用者層に対応したメニュー構成になっているか。 ② 利用しやすい価格となっているか。	15 (10) (5)
(6)カフェの内装案	① 広島国際会議場との一体感が感じられる内装になっているか。 ② 利用者が心地よく過ごせるレイアウトになっているか。	20 (10) (10)
(7)アピールポイント	① 広島国際会議場及び平和記念公園の利便性と魅力向上に資するか。 ② 外国人利用者に対する配慮等がされているか。 ③ 温室効果ガス排出削減やエシカル消費への配慮等がされているか。 ④ 従業員の地元雇用など地域社会への貢献となる具体的な取組を行っているか。 ⑤ その他アピール事項があるか。	45 (10) (10) (10) (10) (5)
(8)貸付料の提案	貸付料提案書(様式3)により提案(評価方法) ・ 提案額1位を満点とする。 ・ 2位以下は、1位との比率で採点	10 (10)
合計点数		150

(注) 合計点数、90点未満は失格とする。